

青少年のきずな

編集・発行 久留米市子ども未来部 青少年育成課(久留米市野中町1074-1) TEL(0942)35-3806 FAX(0942)34-9001

(お知らせ)若者相談「みらくる」(中学卒業後~39歳の総合相談窓口)専用フリーダイヤル0120-369656 FAX(0942)34-9001

自転車のヘルメット着用 4月から全年齢で努力義務に

□道路交通法が改正され、令和5年4月から、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となります。

これまで、児童(6歳以上13歳未満)又は幼児(6歳未満)の保護者が児童等を自転車に乗車させる時は、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めないとされていました。

改正後は、13歳以上の中高生や大学生などを含め、年齢に関わらず、全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければいけません。

警察の統計資料からも、交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。自転車利用時は、乗車用ヘルメットの着用を心かけましょう。

(参考)改正内容(道路交通法第63条の11)

○改正前(現行)

【児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項】

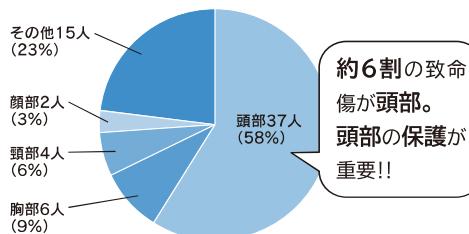
児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

○改正後

【自転車の運転者等の遵守事項】

- ①自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- ②略
- ③児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

自転車乗車中死者の人身損傷主部位 (H30~R4までの累計・福岡県)



ヘルメット着用状況別の致死率

(同上。「致死率」とは、死傷者に占める死者の割合)

【着用】0.10% 約4倍 【非着用】0.37%

自転車利用に関する交通ルール

③2人乗り運転

これらはいずれも重大事故に繋がる危険性の高い行為です。安全のためにルールをきちんと守って自転車に乗りましょう。

また、ヘルメットをかぶっていても、あごひもをしっかりと締めていなかつたり、ヘルメットを首にかけたりと正しいかぶり方をしていない児童生徒も散見されます。

ヘルメットは自分の命を守るために大切な道具です。各ご家庭でも今一度、自転車利用時のルールについて話し合ってみましょう。

市内の児童生徒が登下校中などに事件事故に巻き込まれたりしないよう、バイクや青色防犯パトロール車(通称:青パト)で、青少年育成課の指導員や補導員が見守り巡回活動を行っています。

自転車利用者の違反行為に対しては声掛けを行い、安全運転の注意喚起をしています。令和4年は、主に、中・高生の自転車利用者259人に声掛けを実施しました。

違反内容が多いのが次の三つの行為です。

- ①イヤフォン等を装着したままでの運転行為
- ②スマートフォンを操作しながらの運転行為



△荒木ふった太鼓



△大橋輝翔太鼓



△津福太鼓「鼓来人」



△南校区桃太郎太鼓



△篠山小 有馬押太鼓クラブ



△水天宮船太鼓



△西国分童女来太鼓



△江上校区和太鼓クラブ



△津福八幡太鼓



△御井鼓舞組



△きたの童獅子



△高良内 よかつ祭太鼓



△城島龍神太鼓 琥珀

子ども文化祭「和太鼓発表会」 14チームの子どもたちが観客を魅了

子ども文化祭「和太鼓発表会」が、昨年11月19日（土曜）、文化センター共同ホールで開催されました。

発表会は、学校や地域での和太鼓の活動を通じて、子ども同士や地域の大人たちとのきずなを深めながら、子どもたちが心豊かに育つことを目的としています。

コロナ禍以前は、各チームの演奏を審査し表彰する「和太鼓共演会」として実施していましたが、今回も、コロナの影響で練習状況にばらつきが見られること等を考慮し、来場を関係者に限定し審査を行わない「発表会」という形での開催となりました。

今回は、市内で活動している団体のうち14チームが出場しました。子どもたちの息の合ったバチさばきや威勢の良い掛け声

とともに、和太鼓から生み出される様々な音色や響きが会場を魅了しました。いずれのチームの演奏からも、晴れの舞台で演奏できる子どもたちの喜びが伝わってきて胸が熱くなります。

また、社会人や大学生などの先輩たちが指導者やスタッフとして参加し、世代間交流や伝統を受け継ぐ貴重な機会にもなっています。

久留米市イメージキャラクター
くるっぱ

【出場チーム】※出演順

(前半)

- ・荒木ふった太鼓
- ・大橋輝翔太鼓
- ・津福と太鼓「鼓来人」
- ・南校区桃太郎太鼓
- ・篠山小 有馬押太鼓クラブ
- ・水天宮船太鼓
- ・江上校区和太鼓クラブ

(後半)

- ・西国分童女来太鼓
- ・宮ノ陣将軍梅太鼓
- ・津福八幡太鼓
- ・御井鼓舞組
- ・きたの童獅子
- ・高良内 よかつ祭太鼓
- ・城島龍神太鼓 琥珀

ご回覧ください

若者相談窓口「みらくる」

2月から

ご自宅からのオンライン面談がスタート!!

悩み、不安、困りごと、…

相談員と一緒に
考えてみませんか?



久留米市イメージキャラクター
くるつぱ

【対象】久留米市にお住まいの、中学校卒業～39歳位までの人。

【相談方法】 ◇電 話:フリーダイヤル 0120-369656(みらくるコール)

◇FAX:(0942)34-9001

◇メール:wakamono@city.kurume.lg.jp

◇面 談: 来所面談のほか、ZOOMアプリを用いた自宅からのオンライン面談もできます。

事前予約をお願いします。オンライン面談の場合、アプリのダウンロードが必要です。

◇訪 問: 相談員がご自宅などに訪問することもできます。

【受付時間】 平日 8時30分～17時15分(木曜19時まで)

※土・日・祝日、年末年始を除く。

【場 所】〒839-0862 久留米市野中町1074-1青少年育成センター内(石橋文化センター南)

すべての子どもの権利を守るために 「養育費」の取り決めをサポート

市では、「子どもの笑顔があふれるまちづくり」を進めています。その一環として、両親の離婚に際し、養育費がきちんと子どもに届けられるよう、養育費の取り決めをサポートしています。養育費は、お子さんの生活や将来のために大切なものです。取り決める際には、公正証書などの公的な書類にしておくことで、万一の不払いの際に差し押さえ等ができるようになります。

公正証書等の 作成費用を補助!

養育費を取り決める公正証書等の
書類作成費用を補助します

[上限3万円]

養育費保証契約の 保証料を補助!

保証会社と養育費保証契約を締結する際の
保証料を補助します

[上限5万円]

お問い合わせ先

子ども未来部 家庭子ども相談課(久留米市役所16階)

電 話: 0942-30-9063

Fax: 0942-30-9718

対応日時: 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15



お気軽にお問い合わせください

